

保 護 者 様

和歌山市立広瀬小学校
校 長 島 本 和 昌

警報発表時及び地震発生時の登下校について

平成 2 2 年 5 月 2 7 日より、気象庁から気象警報・注意報の発表区分が市町村単位となりました。

- (1) 気象に関する警報・注意報について、従来の発表区分（紀北、北部、県全域）が市町村単位で発表されます。
- (2) テレビやラジオなどでは、従来の発表区分が用いられる場合があるので、次の①、②の点に注意願います。
 - ① 本市が対象となっていない場合でも、紀北や北部区域の他の市町村が対象となった場合に紀北や北部の区分を使用した報道がされる場合があります。
 - ② 本市のみが対象となった場合でも、紀北の区分で報道される場合があります。
- (3) 津波に関する警報・注意報は、従来どおり和歌山県が 1 つの予報区となり、市町村単位の発表はありません。

1. 登校時に和歌山市に「**大雨警報**」や「**暴風警報**」が発表された場合、

時 刻	登 校について	給 食は
午前 6 時現在 警報発表中	自 宅 待 機 させてください。	中 止 します
登校時 警報発表中		
午前 1 0 時 までに 警報解除	通学路の安全を確かめたうえ 登校 させてください。	中 止 します (午前中の学習後下校)
午前 1 0 時 警報発表中	臨時休業 とします。 外に出ないように安全に注意させてください。	

(「洪水警報」や「波浪警報」では基本的に休校になりません。)

* 台風が発生し、その進路によって四国・近畿地方に接近または上陸の恐れがある場合には、前日に給食の中止が決定される場合があります。

2. 登校後に「**大雨警報**」や「**暴風警報**」が発表された場合

- ① 学校で状況を判断し、様子をみて下校させます。
- ② 地区別集団下校で教職員引率のもとに下校させます。
- ③ 待機児童として連絡いただいている児童は、学校で待機させますので、迎えに来てください。
- ④ 特別警報発表時は、全員学校待機となります。

3. **震度 5 弱以上**の地震が発生した場合

- ① 震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業になります。また震度に関係なく、津波警報や大津波警報が発表される等、危険が予測される場合も臨時休業になります。
- ② 登校時に地震が発生した場合、震度に関係なく津波・火災等の危険が予測される場合、児童を安全な場所に避難誘導し、情報収集の上で状況を判断し、待機または様子を見て下校させます。
- ③ 地区別集団下校で教職員引率のもとに下校させます。
- ④ 待機児童として連絡いただいている児童は、学校で待機させますので、迎えに来てください。

4. **避難勧告**、**避難指示**により**学校**が**避難所**となる場合

- ① 学校が避難所となる場合は、臨時休業となります。

※上記 2・3・4 および給食中止の連絡は、メール連絡システムにてお知らせいたします。

(メール連絡システムにすでに登録いただいている保護者の更新は不要です。)

5. その他

- ① 注意報がでているときは、授業があります。注意して登校させてください。
- ② 登下校で危険なところがありましたら学校 [4 3 6 - 0 6 7 1] までお知らせください。

電話のそばなど、よく目につくところに掲示しておいてください。